

島根県スポーツ振興計画

スポーツライフの実現による元気で活力ある
島根の創造を目指して

平成17年12月
島根県教育委員会

島根県スポーツ振興計画の策定に当たって

近年、少子高齢化の進行、完全学校週五日制の実施、子どもの体力低下の顕在化などの社会環境の変化や、仕事中心から生活重視へという県民の意識や価値観の変化の中で、スポーツが心身ともに健康な生活を営む上で不可欠なものと認識され、スポーツに対する県民の関心や期待が高まってきています。

このような状況を踏まえ、県教育委員会では、スポーツ振興法に基づき本県のスポーツ振興計画を策定するため、「島根県のスポーツの一層の振興を図るため、今後5年間を見通した本県のスポーツのあり方について」島根県スポーツ振興審議会に諮問したところであります。

島根県スポーツ振興審議会では、精力的に審議を重ね、平成17年3月23日に「本県におけるスポーツ振興計画について」答申が行われました。県教育委員会では、答申を踏まえつつ、本県スポーツの振興に向けた具体的施策などの基本的な内容について、県の総合計画や教育ビジョンとの整合性を図りつつ具体的検討を行い、このほど、今後の指針となる「島根県スポーツ振興計画」を策定いたしました。

21世紀におけるスポーツのある豊かな暮らしを目指して、県、市町村、学校及び各種スポーツ団体が一体となって、本県のスポーツ振興に積極的に取り組んでいくことを期待しております。

最後に、振興計画の策定に当たり、御尽力いただきました島根県スポーツ振興審議会の委員の皆様には厚くお礼申し上げます。

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

目 次

第 章 はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の構成	2
4 計画の期間	2
第 章 計画の目標	3
第 章 計画の基本的視点	4
1 生涯にわたるスポーツの実践と、 夢、感動を与えることのできる人づくり	4
2 スポーツを通じた活力ある地域づくり	4
3 子どもたちの豊かな心とたくましい体を育む環境づくり	4
4 スポーツ施設の機能充実などによる活動の基盤づくり	4
第 章 計画の実施方針	5
1 県民のだれもがいつでもどこでも気軽に 楽しむことのできる生涯スポーツの振興	5
2 県民に夢と感動を与える競技スポーツの振興	5
3 子どもたちの心身を健やかに育む学校体育・スポーツ活動の充実	5
4 県民のスポーツ活動の基盤となるスポーツ環境の整備	5
第 章 スポーツ振興の現状と課題及び具体的施策の展開	6
1 県民のだれもがいつでもどこでも気軽に 楽しむことのできる生涯スポーツの振興	6
(1) 総合型地域スポーツクラブの育成支援	6
(2) 生涯スポーツを支える指導	7
(3) スポーツ相談体制の充実	8
(4) スポーツ・レクリエーション大会の実施・派遣	9
2 県民に夢と感動を与える競技スポーツの振興	10
(1) 関係団体との連携・県民の理解促進	10
(2) 国民体育大会で活躍できる競技力強化	11
(3) 全国高校総体等の全国レベルで活躍する選手の育成	12
(4) 競技力を支える指導者の育成	14
3 子どもたちの心身を健やかに育む学校体育・スポーツ活動の充実	15
(1) 教科体育の充実・改善	15
(2) 児童生徒の体力・運動能力の向上	16
(3) 運動部活動の活性化	17
(4) 地域と連携した児童生徒のスポーツ活動の推進	18
4 県民のスポーツ活動の基盤となるスポーツ環境の整備	19
(1) 県立スポーツ施設の管理・運営方法の改善	19
(2) 学校の体育施設の開放促進	21
第 章 計画の実現に向けた推進体制	22
1 県民の理解と協力による推進	22
2 スポーツ関連行政組織の連携による推進	22
3 スポーツ組織・団体との連携による推進	22
4 学校体育団体との連携による推進	22
5 県と市町村との連携による推進	22
第 章 計画の体系表	23
資料編	24

第 章 はじめに

1 計画策定の趣旨

(背景)

近年、少子高齢化の一層の進行や労働時間の短縮、完全学校週五日制の実施等による自由時間の増加などの社会環境の変化や、仕事中心から生活重視へという意識の変化に伴い、人々のニーズやライフスタイルは多様化してきています。また、都市化や生活様式の利便化によって身体活動の機会や場は減少し、情報化の進展等による精神的ストレスも増えてきています。

このような中、健康志向の高まりやスポーツがもたらす精神的充足感などから、スポーツが生涯にわたって心身ともに健康な生活を営む上で不可欠なものと認識されるようになってきており、県民のスポーツへの関心もこれまで以上に高まってきています。

本県においてはスポーツのある豊かな暮らしを目指して、平成9年に策定した「島根県生涯スポーツ振興プラン」に基づき、県民皆スポーツに向けて取り組む一方、3次にわたり「スポーツ競技力向上5か年計画」を策定し、競技力の向上にも取り組んできたところです。

(必要性)

こうした取り組みを行う中、生涯スポーツの面においては、国において地域住民主導による「総合型地域スポーツクラブ」の構想が提起され、本県においても県民のスポーツ活動への参加促進が課題となっています。

競技スポーツの面では、近年、国民体育大会の天皇杯順位は下位を低迷しており、競技力の向上を図っていくことが喫緊の課題となっています。さらに、平成16年に本県を主会場として開催された全国高等学校総合体育大会「中国04総体」後の競技力の在り方についても検討していく必要があります。

一方、本県の子どもたちの体力、運動能力に目を向けると、外遊びや運動をする機会の減少などから低下傾向が続くとともに、運動に興味を持ち、活発に運動する者とそうでない者との二極化が進行しています。

全ての子どもたちが運動が好きになり、さらに運動が得意になることを目指して、活力のある生活を支える基礎的な体力・運動能力を培うことに特に配慮し、生涯にわたって運動に親しむ態度を身につけていくことができるようにすることが大きな課題となっています。

スポーツ施設の面では、平成15年に県立水泳プールと県立浜山体育館が完成するなど、県民の多様なニーズに応えられる施設も充実し、これらを有効に活用する環境整備も求められています。

こうしたことから、今後の本県のスポーツ振興を図る上での進むべき方向を示す、新たな県のスポーツ振興計画を策定することとしました。

(基本的考え方)

計画の策定にあたっては、現下の厳しい財政状況等も考慮しつつ、また、平成16年度に策定された「島根県総合計画」や平成16年3月に県教育委員会が策定した「しまね教育ビジョン21」との整合性も持ちながら、既存の計画の見直しを含めた、生涯スポーツ、競技スポーツ、学校体育等の全般にわたる総合的、体系的な計画としました。

2 計画の位置づけ

この計画は、「島根県総合計画」(おおむね10年間)及び「しまね教育ビジョン21」(2004年～2013年)の体育・スポーツに関する部門計画として位置づけ、今後のスポーツ振興のために必要な具体的施策の推進計画とします。

3 計画の構成

この計画は、「第 章 はじめに」、「第 章 計画の目標」、「第 章 計画の基本的視点」、「第 章 計画の実施方針」、「第 章 スポーツ振興の現状と課題及び具体的施策の展開」、「第 章 計画の実現に向けた推進体制」、「第 章 計画の体系表」で構成します。

(各章の内容)

第 章：スポーツを取り巻く社会環境の変化や、計画策定に至った背景、計画の基本的な考え方、計画の役割と期間を示します。

第 章：この計画の目指すべき目標を示します。

第 章：この計画の実現により、本県のあるべきスポーツの姿を4つの視点から示します。

第 章：計画の目標実現に向けた方向性を示します。

第 章：本県の各分野におけるスポーツに関するそれぞれの現状と課題について分析し、目標実現に向けて、今後特に重点的に取り組む具体的方策を示します。

第 章：この計画に掲げた理念を具体化し、様々な施策を効率的に推進するための体制について示します。

第 章：本県が取り組む体育・スポーツ振興の施策を体系的に示します。

4 計画の期間

計画の期間は、平成17年度を初年度とし、平成21年度を目標年度とする5か年とします。

第 章 計画の目標

本県のスポーツ振興のあるべき姿は、県内の身近なスポーツ施設において、子どもたちや高齢者、障害のある人など多くの人々が、気軽にスポーツ活動に参加し、いい汗を流し、仲間と積極的に交流を深めるとともに、将来のアスリートを目指す選手は、指導者とともに技能を高め記録を競い合うなど、それぞれのレベルで自主的に元気はつらつとした県民のスポーツ活動が展開されることにあります。

とりわけ、高齢者の多い本県にとっては、豊かで活力のある生活を営む上でスポーツは不可欠なものであり、県民の多くが、それぞれのステージにおいて主体的に健康で豊かなスポーツライフを送ることができることを目指していく必要があります。『スポーツライフの実現による元気で活力のある島根の創造』を計画の目標とします。

「スポーツ」とは

運動競技及び身体運動（キャンプ活動その他の野外活動を含む。）であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいいます。

第 章 計画の基本的視点

1 生涯にわたるスポーツの実践と、夢、感動を与えることのできる人づくり

子どもから大人まで、誰もがスポーツを通して、健康で明るく活力のある生活を送るとともに、アスリートとその指導者たちが記録に挑戦し、技能を高めることで県民に大きな感動と元気を与え、子どもたちは選手たちの活躍で夢や希望を育み、スポーツへの興味や関心を一層ふくらませます。

生涯にわたってスポーツ活動を実践する人や、優秀な競技者・指導者などの人づくりの面からスポーツの振興を図ります。

2 スポーツを通じた活力ある地域づくり

多くの県民が生涯にわたり、それぞれの生活の場としている地域において様々なスポーツ活動を行うことにより、人々の交流の輪が広がり地域住民の連帯感が醸成され、地域の活性化が図られます。さらに、子どもたちと大人とのコミュニケーション形成や家庭や地域の教育力向上も期待できます。

活力ある地域づくりの面から、スポーツの振興を図ります。

3 子どもたちの豊かな心とたくましい体を育む環境づくり

子どもたちは、教科体育や運動部活動などを通して、スポーツの楽しさや喜びを体験することにより、体力や運動能力が向上するとともに、生涯にわたるスポーツライフの基礎が培われます。

さらに、学校だけでなく、家庭や地域の中で子どもたちの遊びやスポーツ活動が行われることで、子どもの豊かな社会性や人間性が涵養され、次代を担う子どもたちの育成に貢献するものです。

子どもたちの心身を育む場である学校や地域における環境づくりの面から、スポーツ振興を図ります。

4 スポーツ施設の機能充実などによる活動の基盤づくり

県民のスポーツ活動の場であるスポーツ施設は、地域スポーツの振興を図る上で不可欠な基盤です。このため、様々なスポーツニーズや利用形態に応じた環境の整備と機能の充実を図ることはもとより、子どもや高齢者、障害のある人などの特性に配慮し、県民の視点に立った魅力的な施設づくりが望まれます。

県民のスポーツ活動の基盤づくりの面からスポーツ振興を図ります。

第 章 計画の実施方針

- 1 県民のだれもがいつでもどこでも気軽に楽しむことのできる生涯スポーツの振興
(考え方)

県民が生涯にわたり、健康で生きがいを持って過ごすためには、自分にあったスポーツを生活の中に位置づけ、いつでも、どこでも、それぞれのスポーツライフを楽しむことができる環境を整備することが必要となっています。

(方針)

県内各地域において、県民がそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて多様なスポーツ活動が実践できる場を設けるよう努めます。

- 2 県民に夢と感動を与える競技スポーツの振興
(考え方)

競技スポーツは、人間の持つ可能性の極限を追求するとともに、豊かな人間性を育む活動です。本県選手が全国レベルの競技大会や国際競技大会で活躍することは、県民に大きな夢と感動や活力を与え、郷土愛を育み、スポーツに対する関心や意欲を高めるとともに、スポーツの普及・振興に寄与します。

(方針)

国民体育大会、全国高校総合体育大会をはじめとする各種全国規模の大会において優秀な成績をあげることができる選手の育成に努めます。

- 3 子どもたちの心身を健やかに育む学校体育・スポーツ活動の充実
(考え方)

子どもたちは、体育の授業で基礎的な体力や運動能力を培い、さらに自分にあつた運動部活動を実践することで、スポーツに親しむ態度を身につけます。

また、地域においては優れた指導者のもと、スポーツ活動を行うことでスポーツとの良い出会いが生まれます。

(方針)

子どもたちが魅力ある体育学習の実践を通して運動を好きになり、それを継続することのできる学習方法を工夫するなど、学校体育の充実に努めます。学校における体育・スポーツ活動と地域のスポーツ活動との適切な連携に努めます。

- 4 県民のスポーツ活動の基盤となるスポーツ環境の整備
(考え方)

県民のスポーツ活動の場であるスポーツ施設は、県民の様々なニーズや利用形態に応じた環境を整えるとともに、その機能の充実が求められます。またスポーツ情報の提供は、県民にスポーツへの関心を高めるとともに、その楽しさ、魅力等について理解を深める機会となり、スポーツが県民の生活の中に根づくことにもつながります。

(方針)

スポーツ施設に県民の様々なニーズに対応した新たな機能を加えるとともに、インターネット等によるタイムリーなスポーツ情報提供に努めます。

第 章 スポーツ振興の現状と課題及び具体的施策の展開

1 県民のだれもがいつでもどこでも気軽に楽しむことができる生涯スポーツの振興

(1) 総合型地域スポーツクラブの育成支援 地域でのスポーツ実践活動

【現状】

本県の成人の週1回以上のスポーツ実施率は24.1%で全国平均38.5%に比べると低い状況にあり、運動やスポーツを実施することについては、「時間的に余裕がない」(27%)、「機会がない」(13%)、「適当な場所や施設がない」(11%)との調査結果があります。

また、地域住民のスポーツ活動の受け皿である総合型地域スポーツクラブは、3市町で10クラブが設立されており、さらに8地域で設立準備が進められています。(平成17年10月現在)

【課題】

県民の充実した生活や健康づくりには、スポーツ活動への意識やスポーツ実施率を高めていくことが重要となっています。

そのためには、各地域において「だれもが・いつでも・どこでも」気軽にスポーツに親しむことのできる総合型地域スポーツクラブの設立が求められており、その支援体制の整備・充実が急務です。

具体的施策の展開

総合型地域スポーツクラブの育成支援

平成22年度までに少なくとも各市町村に一つは総合型地域スポーツクラブが設立できるよう、平成17年度、島根県立水泳プール内に「しまね広域スポーツセンター」を設置しました。

センターでは、総合型地域スポーツクラブ設立による生涯スポーツの振興に取り組む市町村に対しスポーツドクターやスポーツ指導者を派遣するなどクラブの創設・運営、活動全般に対する支援や、指導者養成、スポーツ情報提供、スポーツに関する調査・研究などスポーツ振興に関する取り組みを行います。

(2) 生涯スポーツを支える指導者の養成と活用

生涯スポーツの指導者

【現状】

生涯スポーツの指導者として、その中核となる体育指導委員は、本県では、平成17年10月時点で616名委嘱されています。体育指導委員は、各市町村におけるスポーツ振興のため、住民に対して主にスポーツの実技指導を行ってきましましたが、地域住民と行政の調整役としての役割が期待されるようになってきています。

また、今後は総合型地域スポーツクラブの創設の中心的な役割を果たすことも強く期待されています。

県民のスポーツ活動を支える指導者は、体育指導委員の他に財団法人島根県体育協会及び関係種目団体や島根県レクリエーション協会などにより養成が図られており、その指導者の活用も図られています。

【課題】

今後、市町村においてスポーツ振興の推進役として期待される体育指導委員の資質の向上と積極的な活用を図るとともに、各分野において養成された指導者が活躍できる場を提供できるよう配慮することも大切です。

地域のスポーツ活動を支援するためには、地域住民が気軽に楽しめるスポーツの指導者や専門的スポーツ指導者、地域のスポーツを総括する指導者が必要であり、特に総合型地域スポーツクラブにおいては、クラブの中心となり安定した運営を行うことのできるクラブマネジャーの養成が不可欠となっています。

具体的施策の展開

生涯スポーツを支える指導者の養成と活用

地域住民が気軽にスポーツに親しむために、「いつでも・どこでも・だれでも」気軽に楽しめる軽スポーツの指導者を養成するとともに、地域の生涯スポーツの振興を図る役割を担う体育指導委員をはじめ、地域のスポーツ指導者に対して「生涯スポーツ指導者養成講習会」、「島根県体育指導委員協議会研修会」などの研修機会を提供し指導者の資質向上を図ります。

また、総合型地域スポーツクラブの全県的展開を視野に入れ、財団法人島根県体育協会と連携して「クラブマネジャー養成講習会」を開催し、総合型地域スポーツクラブを中心となってマネジメントしていくクラブマネジャーを計画的に育成します。

これらの研修会や講習会によって育成された指導者及びクラブマネジャーは、「島根県スポーツ指導者情報提供システム」を活用し、県民のスポーツ及びレクリエーション活動を支援する指導者情報として提供します。

さらに、学校の運動部活動と地域のスポーツクラブ（スポーツ少年団等）との連携を促進していくために、「少年スポーツ指導者セミナー」を開催するなど少年スポーツ指導者の資質向上を図ります。

(3) スポーツ相談体制の充実

生涯スポーツの支援体制

【現状】

県民が、自分の年齢や体力に応じて安全に健康づくりやスポーツ活動を行うことができるよう、県立の石見武道館（浜田市）、浜山体育館（出雲市大社町）、水泳プール（松江市）に筋力測定器を整備するなど機能充実に努めています。

また、スポーツ医事、健康、体力等に関するスポーツ相談も実施していますが、スポーツドクターなどの専門的指導者を活用した相談体制は未だ十分とはいええない状況です。

【課題】

スポーツに対する関心が高まっている中で、地域住民をスポーツ医科学の面からサポートしていくシステムやスポーツ活動の効果を検証していく方策について検討していく必要があります。

また、スポーツ医事、健康、体力等に関する相談体制についても、充実に図る必要があります。

具体的施策の展開

スポーツ相談体制の充実

スポーツに関する傷害、安全、健康、体力などへの問題に幅広く対応するため、スポーツドクターなどの専門的指導者との連携を深め、県民の日常的な健康・体力づくりのサポートを展開します。

このため、しまね広域スポーツセンターにおいて、「スポーツ指導者派遣事業」の中で、総合型地域スポーツクラブなどにスポーツドクターを派遣し定期的な体力測定・健康診断等を実施し、スポーツ活動の効果を検証していく方策を検討します。

また、スポーツドクターに関しては、財団法人島根県体育協会が「スポーツドクター連絡協議会」や「スポーツリーダーバンク」制度を運営しており、これらと連携した相談体制の充実に図ります。

(4) スポーツ・レクリエーション大会の実施・派遣
スポーツ・レクリエーション活動を発表する場

【現状】

県民が普段の練習の成果を発表する場として、県においては毎年「スポーツ・レクリエーション祭」を開催しています。また、各スポーツ団体においても、各種大会が計画的に開催されています。

【課題】

「スポーツ・レクリエーション祭」については、できるだけ多くの県民が参加できるように参加資格や開催種目等についての検討が望まれます。また、本県の自然を生かしたアウトドアスポーツの導入についても検討していく必要があります。

具体的施策の展開

スポーツ・レクリエーション大会の実施・派遣

より多くの県民がスポーツ・レクリエーション活動を広域的な規模で実践する場として、開催種目団体等と調整を図りながら、「スポーツ・レクリエーション祭」を開催し、県民一人一人のスポーツ・レクリエーション活動への参加意欲を喚起していくよう努めるとともに、参加資格、開催種目に加え開催方法についても検討を行います。

また、引き続き「全国スポーツ・レクリエーション祭」へ選手を派遣していくよう努めます。

2 県民に夢と感動を与える競技スポーツの振興

(1) 関係団体との連携・県民の理解促進

競技力向上対策の経緯等

【現状】

本県の競技スポーツの水準は、昭和57年の「くにびき国体」において総合優勝を達成していますが、翌年以降急速に下降し、平成元年の「はまなす国体」(北海道開催)において、天皇杯総合順位が最下位になっています。

こうしたことから、県においては平成2年度に、国民体育大会総合成績30位台の定着を目標とする「島根県スポーツ競技力向上基本構想」が策定され、さらに、この基本構想の実効性を確保するため平成2年度を初年度とし、平成6年度を最終年度とする「第1次島根県スポーツ競技力向上5か年計画」も同時に策定しました。

以後、平成16年度を最終年度とする第3次5か年計画まで、抜本的な見直しや修正を図ってきました。特に、平成14年度からは「競技力向上特別対策事業」を創設し、「中国04総体」を見据えたジュニア層の競技力強化事業を展開するなど、本県競技スポーツの再興を期して積極的な取り組みを行ってきました。

【課題】

本県のスポーツ競技力は、少子高齢化傾向による競技人口の減少や指導者不足、また経済不況等により有望選手が獲得できないなどにより、平成12年度から国民体育大会の天皇杯順位は3年連続最下位という不本意な成績が続き、平成15年度の静岡国体で最下位は脱出したものの依然として憂慮すべき状況にあります。

今後はさらに、財団法人島根県体育協会、各競技団体、学校体育団体及び各種関係機関と一層の連携を密にし、多くの県民の理解を得ながら競技力向上を図るための事業を積極的に進めることが必要です。

具体的施策の実施

関係団体や県民との連携

財団法人島根県体育協会及び加盟団体との連携した競技力向上対策を実施するため、競技団体連絡会議を開催する。また、競技スポーツに取り組む企業をはじめとする関係団体の連携強化に努めます。

競技スポーツに関する県民の関心や理解を深めるために、ホームページや広報誌等による広報活動に努めるとともに、選手の活動意欲の向上を図ります。

(2) 国民体育大会で活躍できる競技力強化

国民体育大会における本県の競技力

【現状】

少年の競技力

少年男子は、過去5回の国民体育大会で競技得点を獲得した競技数は、10競技(延25競技)で平均得点は73.1点と全種別(成年男女、少年男女)の中で最も高くなっています。また、このところ4回から5回連続して競技得点を獲得している競技が4競技あり、安定した競技力を持つ競技も出ています。

少年女子は、競技得点に繋がった競技は、わずか5競技(延14競技)に止まっています。また平均得点は46.3点となっています。

成年の競技力

一方、成年男子は、過去5回の競技得点を獲得した競技数は17競技(延33競技)と最も多くなっていますが、連続して競技得点を獲得する競技が少なく、安定した競技力が定着していない現状があります。また平均得点は、56.6点であり、少年男子に次いで2番目となっています。

成年女子は、少年女子と同様に競技得点を獲得した競技数は、7競技(延16競技)と少ない状況にあり、平均得点は29.7点であり、全種目の中で最も低くなっています。

【課題】

国民体育大会の主力となる高校生を中心としたジュニア層の安定した競技力の維持、向上のため、中・高校生の競技力の強化を図ることが必要です。また、成年の強化については本県出身の有望選手をできるだけ多く「ふるさと選手」として出場させるとともに、有望種目を集中的に強化していくことが必要です。

また、競技団体は競技力を向上させるために、国民体育大会に加え全国高校総体等の全国大会での活躍のための競技力向上対策との連携にも配慮しつつ、各競技団体の特性に応じた強化組織や強化体制を構築し、競技力向上対策費を有効に活用した計画的な強化事業を推進することが大切です。

【ふるさと選手制度】について

- 1 成年種別に出場する選手は、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
居住地を示す現住所
勤務地
卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県
- 2 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 3 ふるさと選手制度を活用し参加を希望する選手は、所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。

具体的施策の展開

国民体育大会及び全国高校総体の競技力強化

財団法人島根県体育協会と連携し、各競技団体が、競技力向上を図るための単年及び中・長期計画の策定や事業の分析・評価を行うよう要請するなど、競技団体の特性に応じた強化事業が展開されるよう努めます。

また、単年度の強化事業については、より重点化を図りつつ継続実施していきます。

中・高校生の競技力の強化については、小・中・高校生の発育段階に応じた一貫指導体制の整備を目指した指導者の研修会を実施し、実施計画の質的向上と指導体制の構築を図ります。

なお、従来、競技力向上対策については、国民体育大会と全国高校総体それぞれで事業展開してきましたが、今後は、体制整備等を行い連携した事業に努めます。

(3) 全国高校総体等の全国レベルで活躍する選手の育成

全国規模の大会での成績と国際大会出場者

【現状】

少年の競技力

少年においては、平成16年度に、本県を主会場に全国高等学校総合体育大会「中国04総体」が開催されたことにより、競技力強化対策の成果が着実に出てきています。

全国高等学校総合体育大会の過去5年間の年度ごとの入賞者数をみると、全体の入賞者数は横ばい状態ですが、ベスト16以上の競技種目が非常に多くなってきています。

また、全国中学校体育大会においても毎年入賞者がでており、全国レベルで活躍できる選手が育っています。

国際大会には、過去5年間で11名の選手がアジアジュニア大会等に出場しています。

成年の競技力

成年においては、企業チームやクラブチーム、大学生等の選手層が薄く、国民体育大会を除いた全国規模の大会での個人競技の入賞はあるものの、団体競技での好成績を収める競技が少ない状況にあります。

また、国際大会には、過去5年間で、24名の選手がアジア大会等に出場しています。

【課題】

県が実施しているジュニアの競技力強化対策事業を、財団法人島根県体育協会、島根県高等学校体育連盟、島根県中学校体育連盟が連携を図りながら推進することが重要です。

また、高等学校を対象とした強化のための「重点校制度」や、中学校の優秀なスポーツ選手が有望校において選手強化に取り組むことのできる「スポーツ特別推薦制度」を引き続き実施し、国民体育大会をはじめ全国大会で活躍できる選手の育成に努めていく必要があります。

成年の競技力の向上を図るためには、国民体育大会をはじめ全国規模の大会等で入賞可能な競技に集中的な強化策を講じていく必要があります。

具体的施策の展開

全国レベルで活躍する選手の育成

- ・優秀な競技者の育成

優秀な競技者を育成するためにスポーツ医・科学サポート体制の充実を図ります。

石見武道館、浜山体育館、水泳プールの県立施設を拠点として、体力・運動機能測定等を実施し測定結果の伝達と運動処方を行い、選手の競技活動を支援します。

- ・ジュニアを中心とした競技力強化

短期対策は、国民体育大会及び全国高校総体等の全国大会で入賞可能な競技・種目別及び種目等を対象に重点指定し、県外遠征等により、国体候補選手の集中的な競技力強化を図ります。

中・高校生においては学校部活動を対象に県外遠征を中心とした強化事業を推進します。

また、高校生を対象にした強化のための「特別体育専任教員配置制度」、「重点校制度」や、スポーツに秀でた選手を有望校に入学させる「スポーツ特別推薦制度」を推進し、国民体育大会、全国高校総体をはじめとする全国レベルの大会において活躍する選手の育成に努めます。

中・長期対策として安定した競技力を保つために、小・中学生を対象に中・長期的展望に立ったスポーツ教室等を実施し選手の育成を図ります。

(4) 競技力を支える指導者の育成

本県の指導者

【現状】

本県の競技力を支える指導者は、学校運動部活動指導者である教員の指導力に頼るところが非常に大きい状況にあり、国体出場監督の半数が教員となっています。

しかし、少子化に伴い教員採用枠の減や企業等の新規採用減により、指導者の不足や、指導者の高齢化が指摘されています。

【課題】

指導者養成は、競技力向上を図る上で必要不可欠であり、優秀な指導者の養成・確保は極めて重要です。指導者の中心となる教員については、適正配置に心がけ、長期間、腰を落ち着けて指導できる体制の整備やスポーツに秀でた教員の採用等についても検討が求められています。

具体的施策の展開

競技力を支える指導者の育成

・指導者の養成

全国的に実績のある県外優秀指導者を競技団体別に招聘し、選手の資質や能力を十分に引き出す医・科学的や合理的なトレーニング等のできる指導者を養成するための研修会を開催します。

また、県内指導者を指定し、全国レベルの指導者を招いての研修会を開催し、指導力の向上を目指し計画的に養成していきます。

・教員の適正配置等

本県指導者の中心となる教員について、適正配置や活動条件の整備と指導者の確保に努めます。

・教員の採用

国際大会等で優秀な成績を上げた選手で、かつ、教員として優れた資質を有すると認められる方の採用に努めていきます。

3 子どもたちの心身を健やかに育む学校体育・スポーツ活動の充実

(1) 教科体育の充実・改善

教科体育

【現状】

現在、各学校においては、学習指導要領のねらいとする、「生きる力」を育むために、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てるとともに、自らを律しつつ、他人とも協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を身に付けるための授業が展開されています。特に「体育・保健体育科」の授業展開においては、児童生徒の健全な成長を促すために、心と体を一体としてとらえ、発達段階に応じた、たくましく生きるための健康や体力の向上について、「体育」と「保健」との関連を図りながら指導に取り組んでいます。

【課題】

児童生徒が自発的・自主的に運動に取り組むことができる授業づくりと、教員の資質向上が図られる各種研修会の内容を充実させていくことが必要です。

具体的施策の展開

教科体育の充実・改善

個々の児童生徒が運動経験や技能の程度などに応じた活動や自発的・自主的に課題の解決を目指す活動ができるための指導者研修の充実を図ります。

小学校においては、児童が運動の楽しさや喜びに触れる活動に自ら進んで目標を設定し、課題を見つけ児童自身が工夫し活動をする授業形態「めあて学習」の充実を図ります。

中学校及び高等学校においては、課題解決的な学習とともに、いくつかの運動種目の中から、生徒の興味・関心と自分の能力に応じた種目を自ら選択し、生涯にわたって親しむことのできる運動を見つける「選択制授業」の充実を図ります。

また、このような授業の改善に向け、指導者の資質の向上を図るための研修会を実施します。

(2) 児童生徒の体力・運動能力の向上

児童生徒の体力・運動能力

【現状】

児童生徒の体力及び運動能力は、全国的に低下傾向の中、本県においてもこの傾向が続いており、学年が上がるに従い低下を示しています。また、「握力」や「長座体前屈」「ハンドボール投げ」は小・中・高等学校とも全国平均より低い状況にあり、筋力や柔軟性、投力などが低くなっています。

これは、小学校期においては、社会環境や生活環境などの変化により、屋内での一人遊びの比重が高まり、仲間や異年齢集団との身体活動を伴う遊びや運動が減少してきていることが、一要因として考えられます。

中学校と高等学校では、進学のための学習時間が増えることにより、さらに運動の機会が減少し、スポーツをする者とそうでない者の二極化の進行が問題となっています。

また、体力・運動能力を支える生活習慣についても、学齢が上がるにつれ健康3原則と言われている、「調和のとれた食事」、「適切な運動」、「十分な休養・睡眠」などの生活リズムの乱れが見られます。

【課題】

今後、児童生徒の体力・運動能力を高めるためには、教科体育の時間はもとより学校の教育活動全体の中で発育・発達段階に応じたスポーツ活動の適切な運営を図り、児童生徒に運動の楽しさや喜びを味わわせ、運動を好きにさせることが必要です。

また、学校と家庭とが連携を密にし、児童生徒が基本的な生活習慣を身に付け、生活リズムの改善を図っていく取り組みも必要です。

具体的施策の展開

児童生徒の体力・運動能力の向上

・学校体育

児童生徒の生涯にわたるスポーツライフの基礎を培うためには、教科体育の充実と改善を図ることはもとより、学校教育全体を通して、体力づくりを推進し、児童生徒が一日1回は運動をする習慣を身に付けるよう努めます。

そのためには、県教育委員会が作成している「児童・生徒の体力・運動能力調査報告書」等の実態調査を有効活用し、個々の児童生徒の実態に合わせた、体力づくりプログラムを作成し実践できるように努めます。

・健康教育

健康教育においては体力向上の要因である、「調和のとれた食事」、「適切な運動」、「十分な休養・睡眠」などの望ましい生活習慣を確立するための事業を実施します。

(3) 運動部活動の活性化

運動部活動

【現状】

学校運動部活動は、その教育的意義から、学校教育活動の一環として位置づけられ、各学校において学校管理下のもとに計画的に実施されており、多くの生徒は運動部活動に大きな関心を寄せ、また、教師や保護者も運動部活動の教育的価値を認めています。

中学校、高等学校の運動部活動への加入状況は、平成14年度に県教育委員会が実施した「運動部活動に関する調査集計」で見ると、中学校が約7割、高等学校が約5割となっています。その活動状況は、中学校、高等学校とも週4日～6日で、1回の活動時間は2～3時間が最も多い状況となっています。

運営上の問題としては、部員数の減少による休部や廃部の問題、経験のない運動部を担当する教員の負担増の問題、活動時間が十分確保できない状況、さらに、発育・発達段階を無視した指導等、様々な問題を抱えながら実施されています。

また、小学校においては、校内に主体をおく運動部活動の形態が減少し、スポーツ少年団、地域の組織、保護者会など地域社会に主体をおいたスポーツクラブ組織が増加しています。多くの競技会や記録会への参加を通して上位入賞などの成果を生んでいる反面、クラブ員の加重負担や学校行事への影響などの問題が出ています。

【課題】

運動部活動は、スポーツに興味と関心を持つ同好の生徒によって自主的に組織され、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動です。また、生涯にわたってスポーツに親しむことへの動機づけともなることから、児童生徒が充実した活動ができるよう活動環境の整備と指導者の確保及び資質の向上を一層図る必要があります。また、休部や廃部の問題に対する手立てを講じていくことが必要です。

具体的施策の展開

運動部活動の活性化

児童生徒が生涯にわたって親しむことのできる運動となるような部活動を目指します。そのためには、各学校の現状及び運営計画を把握し、勝敗にこだわりすぎることなく、子どもの自主的・自発的な活動となるような運営を心がけ、傷害を予防する観点からも、発達段階に応じた適切な指導に努めます。

また、スポーツクラブ組織の指導にあたっては、学校と地域の指導者が連携を密にし、学校行事などの活動に十分配慮した練習計画を作成し、児童生徒を主体とした適切な指導に努めます。

子どもの減少に伴う休部や廃部の課題に対しては、関係学校体育団体に働きかけ関連する規約や規定の研究を行い、複数校合同での活動や複数校で参加できる大会の拡大を図ります。

専門的な技術指導力を備えた、地域のスポーツ指導者を中学校・高等学校に派遣し、地域社会との連携を図りながら、運動部活動を実施する「外部指導者の派遣事業」や指導者の指導力向上のための「種目別指導者研修会」を実施します。

(4) 地域と連携した児童生徒のスポーツ活動の推進

地域における児童生徒のスポーツ活動

【現状】

平成14年度から、児童生徒の生活にゆとりを持たせ、学校、家庭、地域がそれぞれの教育力を高める中で、子どもたちの望ましい人間関係を育成することをねらいとする「完全学校週五日制」が実施されました。そのことにより児童生徒がゆとりの中で主体的に使える時間が増し、家庭や地域社会で過ごす時間の比重が高まり、児童生徒のスポーツ活動においても、地域社会における活動が年々増加しています。

【課題】

児童生徒のスポーツ活動は、学校での活動に止まることなく、学校と地域がともに連携を図り、あらゆる機会を通してスポーツに親しむ児童生徒の育成を図っていく必要があります。

具体的施策の展開

地域と連携した児童生徒のスポーツ活動の推進

学校と地域とが連携を図り、教職員も指導者として積極的に地域でのスポーツ活動に参加したり、学校関係者と地域スポーツ関係者との情報交換のもと、子どもたちが生き生きと活動できる環境整備に努め、この計画でも育成支援を行うこととしている「総合型地域スポーツクラブ」への参加を推進します。

4 県民のスポーツ活動の基盤となるスポーツ環境の整備

(1) 県立スポーツ施設の管理・運営方法の改善

県立スポーツ施設

【現状】

県立スポーツ施設は、全県的視野に立ち、競技スポーツの振興と広く生涯スポーツの振興を目指し、計画的に整備が進められてきました。

現在、松江市に武道館・水泳プール・ライフル射撃場、浜田市に体育館・石見武道館、益田市にはサッカー場が設置されており、スポーツ教室や各種大会などを開催するとともに、地域住民が積極的に活用できるよう運営がなされています。

【課題】

県立スポーツ施設には、「参加するスポーツ」、「競技するスポーツ」の他に、「観るスポーツ」も加えた県民の多様なスポーツニーズに応えることのできる運営や、地域スポーツの核となる拠点施設として、総合型地域スポーツクラブの設立・育成、指導者養成やスポーツ情報提供等の機能が求められています。

また、多様なスポーツニーズに対応していくために、県民がより利用しやすい管理・運営方法や、サービス向上のための職員研修の実施や、本県の高齢社会の現状に対応し、高齢者の健康づくりのための環境を整備する必要があります。

さらに、スポーツ施設が人々の交流・触れあいを大切にした生涯学習の場となるような環境整備に努めていくことも必要です。

具体的施策の展開

県立スポーツ施設の管理・運営方法の改善

・管理方法の改善

地域住民が気軽に、気持ちよく施設を利用することができるよう、施設を管理運営する団体による施設職員の接遇の向上やスポーツ用具の貸出しに努めます。

・運営方法の改善

スポーツ施設の利用に関する多様なニーズに対応していくため、今後は、プロチームの選手の技が身近に見られるビッグイベントの開催等、「観るスポーツ」も加えた運営に努めます。

・スポーツ教室等の充実

高齢者を対象としたスポーツ教室を開催することにより、高齢者の健康づくりのための環境の整備を図ります。

これからのスポーツ施設は、スポーツ活動だけでなく、スポーツを通じた人々の交流・ふれあいを大切にした、利用者にとって魅力のある余暇活動や生涯学習の場となるよう利用者に楽しんでもらえるファミリースポーツの日等のイベントの実施に努めます。

・情報提供機能の充実

多様化するスポーツニーズに対応するために、スポーツ事業や体育施設、指導者などに関するスポーツ情報を県教育庁保健体育課のホームページ「スポーツネット島根」に掲載するなど情報提供に努めるとともに、「しまね広域スポーツセンター」を中心として、県立体育施設・総合型地域スポーツクラブなどをネットワークにより結び付ける情報提供システムの構築を図ります。

(2) 学校の体育施設の開放促進

学校の体育施設の開放

【現状】

本県においては、学校体育施設の開放率は90%を越え、有効な活用がなされつつあります。また、県立学校の体育施設を地域住民に開放し、県民のスポーツ・レクリエーション活動の場を提供するため、県においては「学校体育施設開放推進事業」が行われています。

【課題】

学校体育施設の開放率は、今後100%になることを目指すとともに、総合型地域スポーツクラブの活動拠点施設として活用していくことも必要です。

具体的施策の展開

学校体育施設の開放促進

県立学校体育施設の開放については、地域住民が利用しやすいように各学校と連携を密にして、開放日、開放時間の拡大に努めます。

また、児童数減により生じた小学校の余裕教室を市町村教育委員会と連携して、総合型地域スポーツクラブのクラブハウスとして開放するなどの取り組みも行います。

第 章 計画の実現に向けた推進体制

1 県民の理解と協力による推進

この計画の目標を実現するためには、県民がスポーツに主体的に関わり、様々なスポーツ活動に積極的に参加することが不可欠です。県や市町村等が実施するスポーツ振興方策への県民の理解と協力を得ながら、スポーツ活動への参加意識の高揚を図ります。

2 スポーツ関連行政組織の連携による推進

県においては、教育委員会を始め多くの部局がそれぞれの目的に応じて個別にスポーツ関連事業を実施しています。また、各市町村においても様々な取り組みがなされています。

今後さらに、総合的・体系的にスポーツ振興施策を展開していくため、県関係部局や市町村との連携も密にしながら、スポーツ関連施策に関する総合調整や当該計画の具体化等、総括的なスポーツ振興施策を推進していきます。

3 スポーツ組織・団体との連携による推進

この計画を推進するためには、行政機関による事業の展開はもとより、県域を統括する既存のスポーツ組織・団体と十分に連携を図る必要があります。このため、財団法人島根県体育協会、島根県レクリエーション協会、島根県体育指導委員協議会、各種目団体等の関係組織やスポーツドクター等の専門的スポーツ指導者と必要に応じて連絡調整会を開催するなど、本県スポーツの着実な推進体制を構築していきます。

4 学校体育団体との連携による推進

学校体育に関わる組織として小学校体育連盟、中学校体育連盟、高等学校体育連盟があり、三つの団体とも学校体育の研究実践に努めています。

また、中学校体育連盟、高等学校体育連盟は各種競技大会を主催しスポーツ活動の振興に努めています。近年の加盟種目数に変化はありませんが、少子化に伴い加盟生徒数が年々減少傾向にあり、各競技大会への参加ができない学校も出てきています。

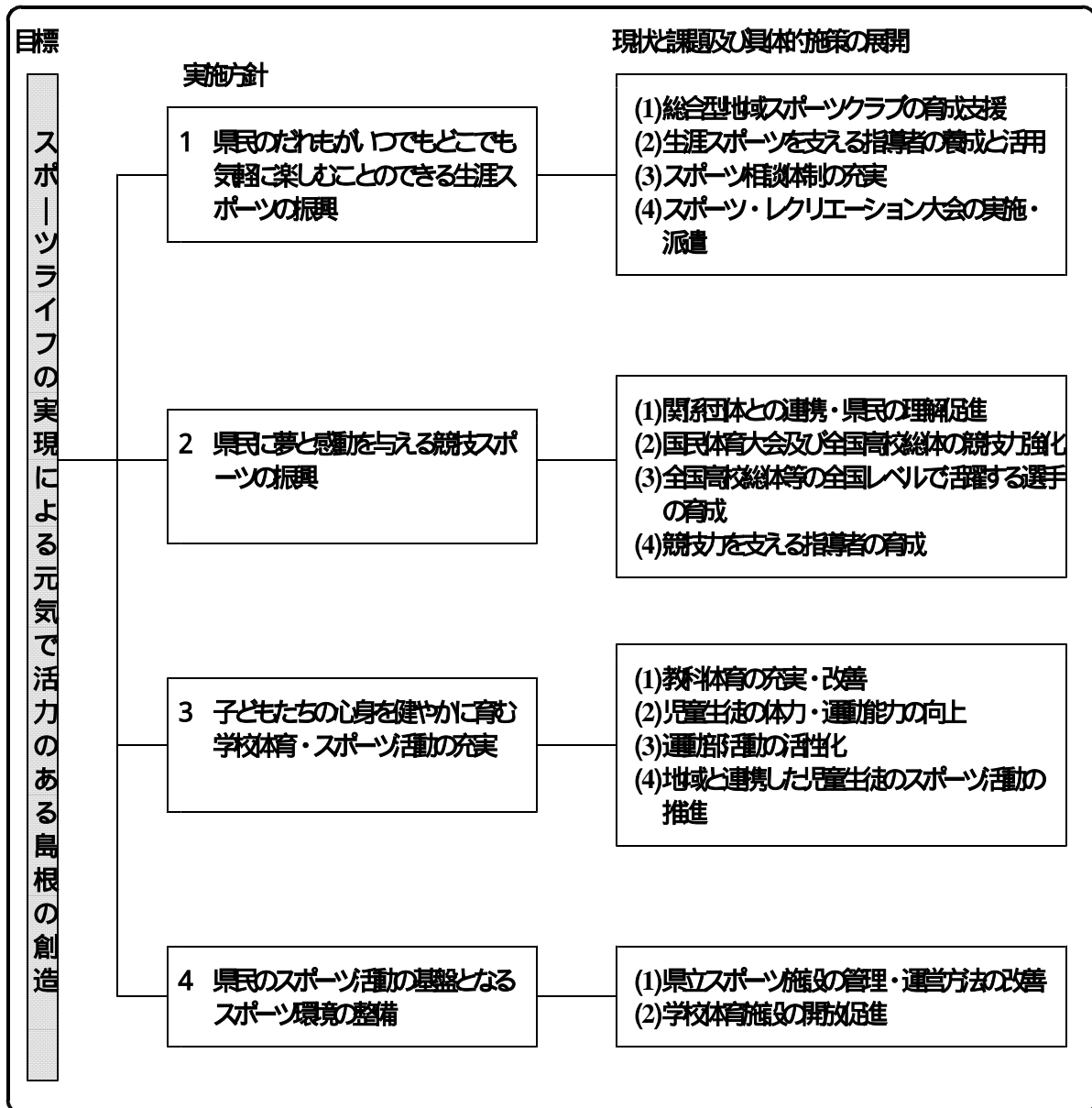
今後、各連盟の研究実践の成果をお互いの連盟が共有し、連携を図りながら活用する場を設定し、一層の学校体育の連携充実を図ります。

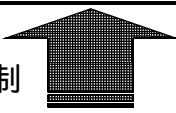
また、子どもの減少に伴う休部や廃部による大会参加できない課題に対しては、関係学校体育団体に働きかけ、複数校合同での活動体制支援や複数校で参加できる大会の拡充を図るなど、運動部活動の活性化に向けても連携を図っていきます。

5 県と市町村との連携による推進

県全体のスポーツ振興を図るため、公共スポーツ施設における連携を強化するなど、協力体制の構築に努めます。

第 章 計画の体系表



計画の実現に向けた推進体制 

- 1 県民の理解と協力による推進
- 2 スポーツ関連行政組織の連携による推進
- 3 スポーツ組織・団体との連携による推進
- 4 学校体育団体との連携による推進
- 5 県と市町村との連携による推進